

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：25406

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530613

研究課題名（和文）フランスの貧困（論）と新しい生活扶助（RSA）に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Poverty and the new Assistance(RSA) of France

研究代表者

都留 民子（TSURU TAMIKO）

県立広島大学・保健福祉学部・教授

研究者番号：00236952

研究成果の概要（和文）：積極的連帯所得（RSA）は、フランス流アクティベーション策の今日的制度として登場したが、わが国の就労支援策と異なる最大の点は、経済給付（手当）の分厚い土台の上で展開されていることが確認された。就労による経済的メリットやワーカーによる個別支援は強化されているが、さらに失業・貧困を個人責任とするネオリベラリズム的貧困論が高まったが、闇雲な就労誘導（強要）は見られないし、就労が不調に終わっても手当の削減などの制裁はなく、失業者の扶助受給は広がっている。

研究成果の概要（英文）：This study aims to examine the new assistance (Revenu de Solidarité Active) of France, specially its character of activation of the unemployed. Nowadays, the benefit of working-poor and the practices of personal support, both services don't achieve the effect; the recipients of the unemployed continue increasing. The French activation programs are not punitive but generous, contrary to the Japanese, although neo-liberal poverty ideology spread.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：フランス 失業 貧困 扶助 アクティベーション策

1. 研究開始当初の背景

我が国の社会政策のキーワードは「自立支援」となり、その(社会的必然の)論拠の一つとしてヨーロッパ「福祉国家」の新しい方向＝アクティベーション策（ワークフェア）があげられている。格差(不平等)社会・貧困の解決が急務となっている今日、「福祉から就労へ」の途の背景（その一つが貧困論の変容）、

現実施策の内容・運営・実態の研究が求められていた。

2. 研究の目的

2009年6月に施行された、フランスの新しい「積極的連帯所得（RSA = Revenu de Solidarité Active）」制度の内容・運営と普及状況(成果と課題)を明らかにし、RSAに至っ

た経緯、この 10 年来の貧困観の変容、貧困の実態について研究する。本研究の目的は、フランスの以上の研究成果をもって、1) 日本で展開されている貧困論・社会的排除論 (=社会的包摂論) への批判的検討、2) ワークフェア(「自立支援」策など)に関する分析の視座・視点、方法を提供することである。

3. 研究の方法

文献研究：官庁・行政・審議会、そして民間シンクタンクなどの貧困および社会的ミニマムに関する文書・統計の検討
調査：失業関連機関(職業紹介所・失業給付組織など)、福祉機関(福祉事務所・参入支援組織など)における聞き取り調査
社会学者との意見交換

4. 研究成果

(1) RSA は、従来の参入最低限所得(RMI)とひとり親手当(API)を統合再編成した制度であるが、前制度とは異なり、最低限所得(「基本手当」)だけでなく、「就労手当(RSA-activitéまたはRSA-chapeau)」を設置した。無業者が就労を再開したり、申請時に一定の就労所得がある世帯は、世帯収入が基本手当(最低限所得)額を超えても稼働収入額に応じて増額される世帯所得(上限あり)まで補足し、経済的メリットをもって就労に誘導する意図がある。扶助受給者(基本手当受給者)を減少させ、制度自体の性格を、失業給付から「ワーキングプアへの給付」へと変更を図った。

就労手当とともに、個別的な就労参入支援が強化され、新たな「多領域協働チーム(Equipe Pluridisciplinaire)」(地域組織)も創設されたことも、大きな特徴である。

(2) RSA の創設の直接的な契機は、「貧困に抗する積極的連帯の高等委員会(Haut Commissaire aux Solidarités Actives contre la Pauvreté)」におけるイルシュ・レポートである。イルシュは「RSAの父」と呼ばれるが、以前に民間福祉団体および研究者とともに子ども・家族の貧困に関する報告書も出し(2005年)、子どもの貧困(「貧困の世代的再生産」)を断ち切る15の施策の提言を提出していた。ここにおいて貧困線以下の所得と無抛出給付)との結合もあった。当時のサルコジ大統領の労働の価値を高めたいという労働礼賛の信条が合体して、RSA制度が生まれた。

(3) フランスの貧困をめぐる論議は、従来のように長期失業者や青年無業層の貧困よりも、ワーキングプアとその家族の貧困に傾斜するようになっていた。しかし、貧困を生

む不安定就労の解消に向けた施策ではなく、事実上それを容認する施策・RSAは大きな批判的となった。同時に、税・家族・健康・教育・住宅のすべての領域での貧困対策という方向もはずされ、それも批判の柱であった(研究者・失業および貧困者団体の非難)。

(4) 積極的連帯所得(RSA)の実態。

表1)RSA 受給世帯数と構成比 2010 年末

	世帯数	構成比
基本手当	1,168,174	63.7
基本手当+就労手当	205,575	11.2
就労手当のみ	460,038	25.1
計	1,833,787	100.0

出所)労働・雇用・保健省資料

①総受給世帯は183万世帯を上回ったが、基本手当(扶助)のみ受給者が64%であり、その後も就労手当の受給は伸びていない。とくに問題は捕捉率の低さであり、基本手当は70%だが、就労手当は30%にも届かず、後者の低さは稼働収入が個々の世帯で異なり、潜在的受給者は自分が受け取ることのできる所得がいくらか分からず市民の権利として問題のある制度だからと批判されている。職業的参入については、受給者を職業紹介所に向かわせ求職者登録させ求職活動を行わせるという展開は失敗している。

受給世帯の家族構成(2010年)は、48%が単身、ひとり親世帯が33%であり、RMIとAPIからの変化はなく、世帯主年齢も同様で半数強が20代30代の若年成人である。

②参入支援の現場(パリ11区とヴァル・ド・マルヌ県)。受給者の権利義務を記した契約の締結率は、RMI時代の15~20%から80%に高めたが、求職活動に至らせる前段階での援助(資格・免許取得など)に腐心していた。また、経済危機のもとで職能のある受給者も増加し、失業増のなかで個別支援の限界が明らかになっていた。

(5) サルコジの2005年大統領選挙の公約の一つが貧困者を3分の1に減少させるというものであったが、フランスの貧困率(等価可処分所得の中央値50%基準)は、RSA創設前は7%であったが、創設後には7.5%と高まった。稼働世帯の貧困者数も170万人から180万人に増え、貧困者総数の4割強である。「RSA法による目標はほとんど達成していない」と言われている。

(6) RSA・アクティベーション策の失敗が明らかになるにつれ、右派・政治家などから

の、RSA 受給者・失業者への「罪責感を与える動き (cycle de culpabilisation) 」(S.Paugam) ともいうべき非難が顕著になった。これに対して、新自由主義的アクティベーション・参入(就労)支援への疑義も研究者・民間福祉団体などから噴出している。そこには、参入策を理念的に導いた「社会的排除」概念そのものへの批判もある(排除概念の一貫性のなさを指摘して「その安易さは、社会保護制度を切り刻み、細々とした施策ばかり拡大させてきた」(R. Castel)。こうしたなかで、大統領選で社会党が勝利し、緊縮財政策の中ではあるが、RSA 基本手当(扶助)の増額が約束されたのである。

(7) わが国の就労自立支援とフランスのアクティベーション策の差異は、後者は経済給付の分厚い土台のうえでなされている点である。表2は、フランスの失業者および求職者における失業保険・失業扶助・RSA の受給者数である。完全失業者だけでなく不安定労働者も対象としている失業給付(保険・扶助)受給者 240 万人、そして RSA 受給者(世帯主)も 180 万人にもものぼる(表2)。

表2)失業者・求職者と失業給付・RSA など受給者

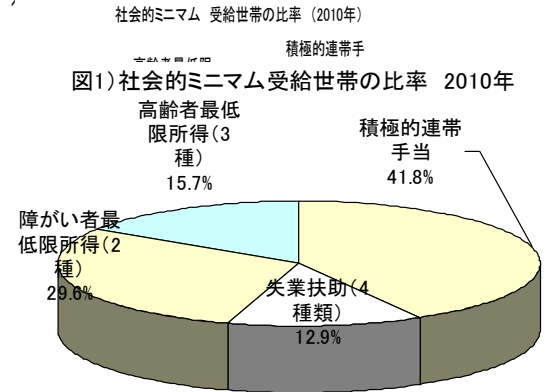
	2010年	万人
完全失業者数		262
積極的な求職活動ありの登録求職者		432
A.無業		273
B.短期かつ短時間の就業中		132
C.長期で短時間の就業中		27
失業保険給付受給者		238
基本手当(ARE)		219
職業訓練などその他3種手当		19
稼働能力者への公的扶助受給者		226
失業扶助(4種)		43
RSA(基本手当+就労手当)		183

統計調査局(DARES)、研究評価統計局(DREES)

および失業保険(UNEDIC)資料から作成

また、失業扶助・RSA 基本手当そして高齢者・障害者最低限所得など社会的ミニмум(10種の公的扶助)受給者は全人口の9.8%である。そして、扶助受給世帯の54%と半数以上が失業扶助とRSA 基本手当すなわち失業者・無業者受給世帯なのである(図1)。フランスの貧困率は上昇しているとはいえ、日本のそれ16%の半分以下である。アクティベーション・参入支援が失敗しても経済給付、社会住

宅・住宅手当・普遍的医療保障制度・無償教育などの一般的社会制度が敷かれており、それが相対的に低い貧困率としていると思わ



5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

- ① 都留民子「社会保障の構築こそディーセントワークへの道」『いのちとくらし』(非営利・協同総合研究所報)、査読無、No. 41 2013、29-35
- ② 都留民子「ワークフェアは貧困を解決できるか(6)」『賃金と社会保障』査読無、No. 1555、2012、pp. 68-75
- ③ 都留民子「フランスの公的扶助から日本の公的扶助の異常を見る」『ゆたかなくらし』査読無、No. 362、2012、33-36
- ④ 都留民子「ワークフェアは貧困を解決できるか? (6)」『賃金と社会保障』査読無、No. 1552、2011、47-54
- ⑤ 都留民子「労働者が幸せな高齢期を過ごすために—フランスの経」『建交労』査読無、51号、2011、13-25
- ⑥ 都留民子「ワークフェアは貧困を解決できるか(4)」『賃金と社会保障』査読無、No. 1548、2011、63-70
- ⑦ 都留民子「ワークフェアは貧困を解決できるか(3)」『賃金と社会保障』査読無、No. 1529・1530、2011、100-107
- ⑧ 都留民子「ワークフェア」は貧困を解決できるか? (2)、『賃金と社会保障』査読無、No. 1526、2010、59-66
- ⑨ 都留民子「ワークフェアは貧困を解決できるか? (1)」『賃金と社会保障』査読無、No. 1524、2010、20-27

[学会発表] (計0件)

〔図書〕(計3件)

- ① 埋橋孝文編著 都留民子その他19人、ミネルヴァ書房『生活保護』(福祉+αシリーズ 4) 2013、277 (978-4623065400)
- ② 都留民子編著 高林秀明その他3人、大月書店、『大量失業社会の労働と家族生活:筑豊・大牟田150人のオーラルヒストリー』、2012、286 (978-4272330751)
- ③ 都留民子、日本機関誌出版センター『失業しても幸せでいられる国—フランスが教えてくれること』2010、113 (978-4889008685)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

都留 民子 (TSURU TAMIKO)
県立広島大学・保健福祉学部・教授
研究者番号: 00236952